

仙台市グリーン購入推進に関する要綱

(平成13年3月29日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び新・仙台市環境行動計画（平成18年3月30日市長決裁）の趣旨にのっとり、市が行う環境への負荷（仙台市環境基本条例（平成8年仙台市条例第3号）第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。以下この条において同じ。）の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（次条において「環境物品等」という。）の調達（以下「グリーン購入」という。）を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項等を定めることにより環境への負荷の低減を図り、もって環境と調和し持続的発展が可能な地域社会の形成に資することを目的とする。

(グリーン購入推進方針)

第2条 グリーン購入の推進に当たっては、次に掲げる事項を定めたグリーン購入推進方針を策定し、及び総合的かつ計画的に実施する。

- (1) 重点的に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標
- (2) 前号の環境物品等以外の原材料、部品、製品及び役務の調達の指針
- (3) その他グリーン購入の推進に関し必要な事項

(組織及び管理)

第3条 グリーン購入の推進のための組織及び実施状況の管理については、新・仙台市環境行動計画によるものとする。

(実施状況の公表)

第4条 グリーン購入の実施状況について、仙台市環境基本条例第10条の年次報告書等に掲載することにより、市民に公表するものとする。

(市民及び事業者への啓発)

第5条 市は、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換に関し市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成13年6月18日改正）

この改正は、平成13年6月18日から実施する。

附 則（平成18年4月1日改正）

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成21年3月30日改正）

この改正は、平成21年4月1日から実施する。